

衛生だより

鳥インフルエンザ情報

令和3年4月第3号（鶏）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 移動制限区域の解除について（5、8～11例目）

本県で発生が確認された5及び8～11例目（匝瑳市）に係る移動制限区域内の8農場の清浄性確認検査を実施した結果、4月13日に全て陰性であることを確認しました。

これにより、農林水産省と協議した結果、移動制限区域内において異常が確認されない限り、令和3年4月20日（火）0時をもって、移動制限区域を解除します。

これにより、県内の発生に係る制限区域は
すべて解除されます。

※現在設置されている以下の5か所の消毒ポイントについては、4月20日（火）午前0時をもってすべて終了します。

番号	消毒ポイント	住所地
①	匝瑳市役所駐車場	匝瑳市八日市場ハ793-2
②	匝瑳市生涯学習センター	匝瑳市今泉6489-1
③	旧横芝行政センター	山武郡横芝光町横芝636
④	旭市役所海上支所	旭市高生1
⑧	ひかた市民センター	旭市南堀之内10

引き続き、飼養衛生管理基準の徹底をお願いします！

- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒、専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 家きん舎に立ち入る者の手指消毒、家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕、ねずみ・害虫の駆除

【家畜保健衛生所連絡先】 鶏に異常が見られたら、速やかに家保に連絡を！

名称	所在地	電話	ファックス
東部家畜保健衛生所	東金市川場1105-3	0475-52-4101	0475-52-3335